

一般社団法人

東京都個人タクシー協会

会報

乗って安心個人タクシー

第22回 理事会の焦点

法令遵守の徹底

開催日時 5月20日(金) 午後1時

場 所 日個連会館

決議事項

- ① 平成27年度事業報告承認の件
- ② 平成27年度決算報告承認の件
- ③ 第3回定時総会招集決定並びに提出議案承認の件
 - (1) 第1号議案 平成27年度決算報告承認の件
 - (2) 第2号議案 理事29名選任の件
 - (3) 第3号議案 監事2名選任の件
- ④ 第3回定時総会等「平成28年7月1日」のスケジュールに関する件
- ⑤ 第3回定時総会における来賓者承認の件
- ⑥ 平成28年度スローガン承認の件
- ⑦ セーフティドライバー・コンテスト参加に関する件
- ⑧ 訪日外国人对応車内ステッカー「左側のドアからご降車ください」の作成に関する件

理事会の冒頭、木村会長より現在の業界を取り巻く状況を踏まえ、次のような挨拶がありました。

法令遵守を忘れずに！

今年に入り飲酒運転事故が立て続けに4件、特にGW中に2件起きています。この件について、都個協全体として再発防止に取り組んで参ります。次回の理事会に再発防止策を提起しますので、宜しく願います。さらに、優良タクシー乗り場の不正入構が出ています。昨年一昨年と一丸となって取り組んできたにもかかわらず、ここに来て気の緩みが出てしまったのかと感じています。都個協としてももう一度しっかりと対応をしていきたいと思います。

熊本地震について

今回の地震について、東日本大震災時と同様、全個協より義援金を募っているところです。5月2日に熊本に行ってきましたが、ニュースで見聞きしている以上に実際は惨憺たる様子でした。熊本は4団体、約360名の個人タクシー事業者がいらつしやいますが、組合事務所の備品はもちろんのこと家屋も壊れ、1団体では移転せざるを得ない状況です。また事業者の方々の家屋の全壊、半壊、一部損壊合わせて50件程とその損害は甚大になっています。事業者とご家族の



無事は確認できたのですが、いまだ避難所生活を余儀なくされている方もおり、一日も早く通常の生活に戻れるようお祈りします。

審議において、決議事項はすべて可決承認されました。また、理事会後、初乗短縮運賃に関わる勉強会が行われました。

都内個人タクシー現況(平成28年5月1日現在)

許可事業者数 13,904名(前月比 -33名)
 (特別区、武三13,468名 北多摩165名 南多摩271名)
 傘下事業者数 13,600名(前月比 -32名)
 (特別区、武三13,166名 北多摩165名 南多摩269名)

飲酒事故続発

11 今年に入り4件発生



昨今の個人タクシーは、マスターズ制度不正表示、優良タクシー乗り場不正入構、無免許運転、無車検運行、ひき逃げ、死亡事故、指導員に対する暴力・暴言行為その他の不祥事が相次いでおり、個人タクシーに対する社会の評価は、かつて無いほどの厳しい状況と言わざるを得ません。

そのような中、今年に入って飲酒事故が1月に1件、3月に1件発生していたところ、5月に入り、立て続けに2件発生いたしました。

「飲酒運転」は、一般乗用旅客自動車運送事業者として優秀適格であるがゆえに許可を受けている個人タクシーにとりましてあつてはならない犯罪であり、当事者が事業廃止をすれば済むことではなく、続発している状況は個人タクシー制度の存続に直結する正に由々しき異常事態であります。

事業者一人ひとりが「飲酒運転は絶対にしない」という強い信念をもってまい進するとともに、関係法令等の遵守について今一度再認識し、個人タクシーの信頼回復のため、不適正行為の撲滅に一丸となつて取り組むようお願いいたします。

NO!
飲酒運転

今年に入り4件
飲酒事故が発生
1月:1件
3月:1件
5月:2件

平成27年度セーフティドライバー・コンテスト

結果報告 安全運転・事故防止

止の徹底を図るため、平成27年度警視庁主催のセーフティドライバー・コンテストに158組790名の参加がありました。無事故・無違反の達成者は82組、達成率は51.9%と、昨年度より0.6%上回る結果となりました。

- 浮間支部
- 全東京支部
- 東京都民主協組
- 町田協会
- 6年連続達成:4団体
- 渋谷支部
- 都民同盟協会
- 東京西北協組
- 新足立協組
- 5年連続達成:2団体
- 武三支部
- 野方支部
- 4年連続達成:9団体
- 大田第一支部
- 墨東支部
- 足立支部
- 江戸川支部
- 亀戸支部
- さくら支部
- 事業団支部
- 四〇支部
- 千住協組
- 3年連続達成:10団体
- 足立第二支部
- 大田第二支部
- 都心支部
- 文京第一支部
- 目黒第一支部
- 目黒第二支部
- 杉並第二支部
- 豊島支部
- 東京北支部
- 東陽支部
- 2年連続達成:6団体
- 北支部
- 品川第一支部
- 新宿支部
- 世田谷第三支部
- 練馬第二支部
- 東京相互支部
- 平成27年度達成:16団体
- 葛飾第二支部
- 品川第二支部
- 杉並支部
- 世田谷第一支部
- 世田谷第二支部
- 中野支部
- 文京第二支部
- 城南支部
- 南多摩支部
- 東支部
- 葛飾支部
- 小岩支部
- 新東京支部(日)
- 第一事業団支部
- 東部支部
- 豊玉支部
- 8年連続達成:6団体
- 品川第三支部
- 墨田支部
- 友和支部
- 自交総連協組
- 新興協組
- 全個人協議会
- 7年連続達成:8団体
- 足立第一支部
- 荒川支部
- 新東京支部(東)
- 北多摩支部
- 10年連続達成:1団体
- 板橋支部
- 9年連続達成:1団体
- 新中野支部
- 11年連続達成:1団体
- 多摩個連

事故防止 コンテスト

交通共済協同組合等から提供を受けているデータに基づき、年間の人身事故発生率(人身事故件数/事業者数)の低い上位5団体に対し、総会にて表彰が行われます。



★上位5団体★

順位	団体名	事業者数	人身事故件数	発生率
1	多摩個連	185	0	0.00%
2	目黒第一支部	94	1	1.06%
3	新興協組	71	1	1.41%
4	四〇支部	138	2	1.45%
5	野方支部	129	2	1.55%

忘れずに

タクシーメーターの有効期間は1年 毎年、装置検査を必ず受検しましょう

検査は計量法で
定められています。

○計量法第16条(使用の制限)より

装置検査証印等が付されていないタクシーメーターや有効期間を経過したタクシーメーターは、営業に使用できません。

○計量法第75条(装置検査)より

装置検査に合格した車両等装置用計量器には装置検査証印等を付します。

○計量法施行令第21条(装置検査証印の有効期間)より

タクシーメーターの有効期間は1年と定められています。



もし違反した場合には以下の罰則があります。

●計量法第172条

同法16条に違反した場合は「6ヶ月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金に処する」

メーター付近に貼られているステッカー等で有効期間を確認し、期限内に最寄りの検査場で受検しましょう。

ドライブレコーダー等の 導入促進について

ドライブレコーダー等の

映像は、事故に遭遇した際、発生時の状況から事故の原因を究明し、適切かつ迅速な事故処理が可能となるだけでなく、相手方の法令違反等の立証により、自身の過失軽減に役立ったケースも多々あります。

また、他の交通事故や各種犯罪が発生した際、現場の状況などを映像情報として記録する可能性があり、特にタクシー車両については、昼夜、地域を問わず走行し、繁華街やコンビニ等に設置された防犯カメラ同様、被疑者の早期検挙等に向けた客観的な証拠資料の収集に極めて有効との考えから、平成26年4月17日、警視庁交通部長、警視庁刑事部長及び警視庁生活安全部長と、東京都個人タクシー協会長との間で「映像情報の提供に関する協定」を締結しております。

まだ搭載していない方は、身の潔白を証明しご自身を守るとともに、より事件の早期解決、被害の拡大防止を図り、都民生活の安全・安心の確保に資するためにも、導入促進にご協力をお願い申し上げます。

まだ搭載していない方は、身の潔白を証明しご自身を守るとともに、より事件の早期解決、被害の拡大防止を図り、都民生活の安全・安心の確保に資するためにも、導入促進にご協力をお願い申し上げます。

センター指導員に対する

ストップ！ 暴力・暴言

絶対許せない

一般社団法人東京都個人タクシー協会



平成28年5月31日更新者の皆様へ

期限更新申請書提出後の

道交法違反等報告の

徹底について

期限更新申請の際に添付した運転記録証明書の証明期間以降、更新期限満了日(5月31日)までの間に、新たな道路交通法の違反等があった場合には、宣誓書に基づき、行政当局に対して直ちに報告を行うこととされています。

しかしながら過去において、この報告を怠ったことが発覚し、当該事業者及び所属団体長が顛末書の提出を求められる事案が発生しております。

今般、平成28年5月31日付け期限更新者につきまして、期限更新の処分が行われますが、新たな道路交通法の違反等があった場合には、直ちに報告をされま

計報

*4月

氏名 所属団体 享年 病名
及川 俊英 (東個協・板橋第二) 65 肺癌
鈴木 智 (東個協・葛飾第二) 77 心不全
沼尻 義郎 (東個協・北) 69 脳出血
荒田 松円 (東個協・品川第二) 69 肝臓癌
小澤 貞右 (東個協・杉並第二) 69 不明
葛西 一字 (東個協・南多摩) 73 心不全
加藤 武志 (都営協・事業団) 71 食道癌
石井 隆 (都営協・事業団) 65 肝細胞癌
高橋 勝 (都営協・豊玉) 71 前立腺癌
小林 康男 (全個人) 73 心不全

ご冥福をお祈り申し上げます

■不適正営業集計表(街頭営業適正化指導規程)

(件)

発生日	警告事案	講習事案	処分事案	合計
平成28年 3月	34	1	1	36

地理モニター報告④

【道路・橋等】

地図	名称	概要	変更日
	東村山都市計画道路3・4・19号線 開通	東久留米駅や市役所をはじめとした公共施設へのアクセス向上や、周辺道路の渋滞緩和などの効果が期待される。 2016地図 P247-I-6～I-5	平成28年3月
	都市計画道路3・4・2号 (江戸街道) 開通	拝島駅南口にタクシー乗り場や障害者用の乗り降り場をかねた駅前広場ができ、また国道16号線から昭島市内に向かう通行が便利になる。 2016地図 P254-B-4	平成28年3月
	都市計画道路 (小平3・4・23号国立駅大和線) 拡張及び開通	地域交通の利便性アップはもとより広域防災の視点からも緊急道路としての重要な役割を果たす。 2016地図 P248-B-3～C-2	平成28年3月

支部員との
情報共有の
ための冊子類



▲「家庭的で温かい支部です」と話す、
スタッフのみなさん

▲歴代のトロフィーや優勝カップがずらり



左から森支部長、宮口副支部長、田中経理部長、岡本厚生部長

東京
ぐる

り

支部紹介 ● 第71回 ●

東京都個人タクシー協同組合 新東京支部
(所在地・墨田区堤通)

オープンな支部として 一層の改革を推し進める

昭和41年に前身となる新東京協同組合を結成。その後、昭和57年11月に新東京支部となりました。昭和59年に白鬚東交通ビルに事務所を移転し、現在に至っています。大きな支部にもかかわらず、下町ならではのアットホームな雰囲気、明るく開かれた支部環境を大切にしているのが、新東京支部のこだわりです。

今年度新しく支部長に就任した森行郎支部長は「新東京支部の規約でもある支部員の相互扶助支部員の福祉増進・支部員の相互親睦を深めるとともに、支部内の一層の改革を推し進めて行きたいと思っています。そのためにも支部運営を常にオープンに行うように心がけて頑張ります」と今後の決意を語ってくださいました。

なんでも トピックス

地域のおすすめスポットや
クラブ活動、
名物ドライバーなど
なんでもご紹介

勉強会の元祖!

都内で最初に個人タクシー試験のための勉強会を立ち上げた新東京支部。優秀な講師陣による指導により、数多くの事業者を誕生させており、現在も毎回15～6名が受講して個人タクシー事業者を目指しています。

